



# 腐敗防止 コンプライアンスプログラム

初版発行日：2013年8月  
最新更新日：2025年11月

## 目次

目次.....	2
1 前文 .....	3
2 規制の背景 .....	4
3 コンプライアンスプログラムの特徴 .....	5
3.1 目的 .....	5
3.2 適用範囲と実施方法 .....	5
3.3 役割と責任 .....	6
3.4 情報、教育、意識向上 .....	7
4 高リスク領域 .....	7
4.1 仲介業者とサプライヤー .....	8
4.2 公的機関との関係 .....	9
4.3 贈呈と接待費 .....	10
4.4 スポンサーとしての後援活動および販売促進活動 .....	11
4.5 外部コミュニティへの貢献 .....	11
4.6 人的資源 .....	12
4.7 特別取引と合弁事業 .....	12
4.8 「円滑化のための少額賄賂」 .....	13
5 会計活動 .....	13
6 デューデリジェンス .....	14
7 監視、報告、および継続的な改善 .....	14
7.1 監視 .....	14
7.2 関連活動の報告 .....	15
7.3 継続的な改善 .....	15
8 報告、違反、および制裁 .....	16
8.1 報告 .....	16
8.2 違反 .....	16
8.3 制裁 .....	17

## 1 前文

倫理的に責任を持ち、公正かつ的確で透明性ある価値が浸透した運営体制を持つことは、ピレリの成功の主な要因の一つである。

自分達の行動に浸透した価値を外にも伝えることができる企業として他社とは一線を画し、当社が業務を行っている地域社会においてもその価値の振興を図りながら、そこにおける規則を尊重して行動するのが当社の責任であると固く信じている。

腐敗防止は、あらゆる背景において、いかなる形式や方法によるものでも（かかる行為が慣習的に認められている、容認されている、または法的に追求されていない場合であっても）それを拒否するということであり、これはピレリが遂行すべき明確な義務である。

腐敗のリスクが潜む環境についての知識を深め、模範的な運営体制の代弁者となり、最も貴重な価値である「清廉潔白」を保護するために、日々際立つ努力を続けなければならない。

この「腐敗防止コンプライアンスプログラム」（以下「コンプライアンスプログラム」、「本書」、または「プログラム」）は、腐敗防止活動においてピレリが同調する価値、原理、責任を定義するものとする。

ピレリでは、国連グローバル・コンパクトの原則に賛同し、<sup>1</sup>トランスペアレンシー・インターナショナルを支持している<sup>2</sup>。

企業が恐喝や贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗の防止にあたって基盤とするグローバル・コンパクトの原則によるトランスペアレンシー・インターナショナルのビジネス原則に従い、ピレリでは腐敗防止のコミットメントを 2013 年に導入した「コンプライアンスプログラム」（以下「プログラム」ともいう）の実施およびその継続的更新を通じて実行するものとする。この「プログラム」は、関連リスクを評価するための特定の活動の結果をもとに構想されたものであるが、今後も評価活動は状況の評価、監視、腐敗リスクの予防のために定期的に繰り返され、教育と自覚に適したプログラムを決めていく。

「コンプライアンスプログラム」は、贈賄の予防・追跡・対処のためのガイドラインを提供する国際規格 ISO 37001 - 「贈収賄防止管理システム」<sup>3</sup>も加味して更新されており、腐敗との戦いに対するピレリのコミットメントを代表するものであり、継続的な改善に対する当社のアプローチを示している。

---

<sup>1</sup>国連グローバル・コンパクトは、国連が推進している行動プログラムであり、人権、労働保護、環境保護、腐敗防止の各分野をカバーする 10 原則の遵守を通じて、実業界の関与の推進を目的としている。

<sup>2</sup>世界規模の腐敗防止を目的とする非政府非営利団体。毎年、TI は世界各国の腐敗のレベルを示す包括的な指標である腐敗認識指数（CPI）を発表している。

<sup>3</sup>贈収賄防止管理システムに関する国際標準化機構によって開発された国際標準。この基準は、贈収賄防止システムを確立、実施、維持、更新、および改善するための要件を規定し、指針を提供している。

このため、「コンプライアンスプログラム」は、ピレリがまず「倫理規定」、「ガイドライン」、そしてピレリが業務を行うそれぞれの国における特定のモデルとプログラム（例えばイタリアの法律が適用される企業には法令第 231 号/2001 年の組織モデルなど）を通して長年実行してきた「腐敗防止」ポリシーをさらに強化させ、基準となる枠組みを作る目的で採用されたものである。ピレリは、コンプライアンスプログラムの実施と発展において従業員が果たす中心的役割を認識している。このために、ピレリは、事業に関連する腐敗のリスク、ピレリが採用し、長期にわたって実施している防止と戦いの手段、およびその手段や腐敗防止法の違反から派生する結果を理解させ、実践できるようにする意識向上、トレーニング、継続的な更新の取り組みを推進し、追求している。さらに、ピレリは、協力関係にある第三者にも透明性を持ってその価値観と倫理原則を伝えることの重要性を認識しているため、契約において適切な腐敗防止コンプライアンスへのコミットメントを想定している。

## 2 規制の背景

グローバルレベルにおいては、腐敗現象の制裁機構が絶えず厳しさを増しているのが特徴で、国家間の司法システムの相違による統一性の欠如を抑えるべく、規定については国際的な条約や協定に基づきよくようになってきている。このような背景において、多くの国では公務員<sup>4</sup>の腐敗だけでなく、民間の間での腐敗も制裁する法律が採用されつつある。

ピレリ & C. S.p.a.社をトップにおき 160 カ国以上で業務を行う多国籍グループのピレリは、次の行為を禁じている多くの国の法律の対象となっている：

- その国あるいは外国人の公務員に直接的または間接的に、その人の職務に関連した行為を省略させたり行わせたりするために金銭、報酬、他の有用となるものを提供したり、約束すること（行政分野における積極的腐敗）。
- 第三者に直接的または間接的に、その人に割当てられた職務に関連した行為を省略させたり行わせたりするために金銭、報酬、他の有用となるものを提供したり、約束すること（民間分野における積極的腐敗）。

---

<sup>4</sup> 本プログラムにおいて、「公務員」とは以下を意味するものとする。

- 立法、法律、または行政上の義務を履行する者。
  - 行政機関の利益のため、または行政機関を代表して公式に行動する者。
  - イタリア国内外における政党の党員または政治的役職の候補者、あるいはその他の公職者。
  - 当該国の王族、役人（つまり、形式を問わず公共サービスを提供しているあらゆる者）。ここにおいて、公共サービスとは、公務と同様に規制されているが、後者の典型的な権限がないことを特徴とする活動を意味する。
- 相手方となる可能性のある者が上記の「公務員」の定義に該当するか否かについて疑問がある場合、グループコンプライアンスに連絡し、必要な支援を受けるものとする。

- 第三者に直接的または間接的に、該当者の職務に関連した行為を省略させたり行わせたりするためには金銭、報酬、その他の有用となるものを要求したり、そのようなものを受け取ること（民間分野における受動的腐敗）。

ピレリグループの従業員は、公務員の贈収賄を禁止する国際条約を批准している法律を含む、ピレリグループが業務を営む国で施行されている法律<sup>5</sup>に従うものとする。これには、以下が含まれる：(i) 経済協力開発機構の外国公務員に対する賄賂の防止に関する条約、(ii) 国連腐敗防止条約。これらの規定に違反すると、ピレリが腐敗行為が発生した国の規則とは別にも特定の制裁を受けるだけでなく、取り返しがつかないほどその評判にダメージが生じることになる。上述の制裁により、場合によっては、その国における一切の商業活動を禁止されることになる可能性もある。

### 3 コンプライアンスプログラムの特徴

#### 3.1 目的

コンプライアンスプログラムは、ピレリグループ倫理規定、行動規範、サプライヤー行動規範、および関連するすべてのポリシーに示された価値観と原則に沿ったものである。

本書は、腐敗防止の領域でピレリが採用したポリシーの枠組みを示し、以下の目的を追求することを目的としている：

- 腐敗防止の目標を定義し、見直し、達成するための参考枠組みとしてピレリが確立した腐敗防止に関するポリシー、管理措置、コミットメントを規定すること。
- 協力関係にある第三者が遵守し、支持しなければならないピレリの創業時の価値観と原則を示すこと。
- ピレリが腐敗防止のために実践している行動基準や管理方法について倫理規定の規定に沿ってステークホルダーに説明すること。

#### 3.2 適用範囲と実施方法

腐敗防止コンプライアンスプログラムは、ピレリ & C. S.p.a.の取締役会の承認を得た後、以降の改訂は同取締役会による承認を改めて得るものとする。

---

<sup>5</sup> 例：

- イタリア民法および刑法、イタリアの法令第 231 号/2001 年の規定。これは、取締役、従業員、または協力者がイタリア国内または海外で事業体の利益のために犯した犯罪（たとえば、国内および国際的な腐敗を含む）に対する事業体の行政責任を規定している。
- 米国の海外腐敗行為防止法。
- 英国の贈収賄法。

改正および補足を含む。

コンプライアンスプログラムは、すべてのピレリグループ会社（すなわち、ピレリ & C. S.p.a.とその子会社、以下「ピレリ」または「グループ」）、およびピレリの名において、および/またはピレリの代理として、および/またはピレリの利益のために行動するすべての者（以下「対象者」）に適用される。ピレリが運営していない場合、すべてのビジネスパートナー（合弁事業、サプライヤーなど）は、ピレリサプライヤー行動規範および/またはその他の特定の契約の条項にも照らして、プログラムに定められた原則を遵守することが求められる。客観的には、コンプライアンスプログラムは、各取引の目的と相手方に沿って、ピレリが行うすべての取引に適用される。

対象者は、業務を営む国で施行されている法規制、会社の手続きと方針を遵守することを約束し、日常的なコミットメントと参加によって本書に含まれる原則の代弁者であり、かつ証人となることが求められる。

本プログラムは、発行日からピレリ & C. S.p.a.に適用され、2019年2月14日にピレリ & C. S.p.a.の取締役会によって承認され、2019年2月14日に発行されたプログラムを廃止し、置き換わるものとする。

子会社は、いかなる逸脱の可能性もないように本プログラムを確実に適時実施するものとする。コンプライアンス・規則部門は、グループ会社が、各子会社の特性に照らして必要と思われるさらなる腐敗防止業務手順を採用することを支援する。

本腐敗防止コンプライアンスプログラムは、外部のステークホルダーの注意を喚起するため、数カ国語<sup>6</sup>に翻訳され、ピレリのウェブサイトに掲載される。

### 3.3 役割と責任

- ピレリのトップマネジメントは、ピレリグループのグループコンプライアンス部から支援を受けつつ、関係する各部門を関与させつつ、ピレリの従業員および協力者全員が関与し、彼らが本ポリシーに示される価値観と一致した行動をとることを確約して本ポリシーを完全に実施させるための戦略的役割を担う。<sup>7</sup>
- コンプライアンス・規則部門は、腐敗防止のためのコンプライアンス部門として、十分な権限、独立性、リソース、およびこの領域における特定の専門知識を有し、特に以下のこととに責任を負う:i) プログラムの設計と実施を監督すること。ii) ピレリ & C. S.p.A.およびその

---

<sup>6</sup> 翻訳された文章が原文に適合しているかどうかは、子会社の社内弁護士が（現地のコンプライアンス部が存在する場合はその関与の下）、または社外の弁護士が評価する。

<sup>7</sup> 規格 ISO 37001 の下で認証された各企業のトップマネージメントを形成する上級管理職の中で、ピレリは以下の者を特定する：(i) 運営組織または経営陣（各会社の取締役会と一致する）、(ii) 上級管理職（各会社の組織図と権限委譲および代理人制度に基づいて特定された、その会社で最高の執行権限を持つ上級管理職と一致する）。運営組織およびシニアマネジメントは、コンプライアンス・規則部から得た情報に基づき、管理システムの適切性および実施状況を検証するため、管理システムを定期的に見直す。

子会社の各部署に腐敗防止に関する専門的な助言と支援を提供すること。iii) 腐敗防止管理システムが腐敗防止規制に準拠していることを確認すること。iv) 下記 6.2 項に定義された手順に従ってプログラムの範囲内の関連活動について報告すること。コンプライアンス・規則部はプログラムに規定された活動を実施するために、社外の者の協力を利用でき、ピレリのトップマネジメントは、コンプライアンス・規則部に割り当てられた部分の管理に対する十分な責任と権限を保証するものとする。

- **内部監査部門**は、すべてのグループ会社で定期的に行われる監査の範囲において、業務上でコンプライアンスプログラムの原理および規定が守られているか検証・監視する。

### 3.4 情報、教育、意識向上

本コンプライアンスプログラムは、（最も適切な方法で）対象者に周知され、ウェブサイト ([www.pirelli.com](http://www.pirelli.com)) および社内インターネットで利用できるようにする。ピレリは、国内および国際的な規制、本書の内容、および腐敗防止問題を保護するために実施されているその他のすべての取り組みに関する知識を確保することを目的として、適切な腐敗防止教育および意識向上プログラムを支援し、推進する。トレーニング活動は、従業員が責任ある選択をし、活動を遂行する中で発生しうる腐敗リスクに適切に対処できるようにするため、社内で担う役割や、腐敗リスクへの暴露の相関関係に応じて特定された従業員を対象とし、実施される。

当グループは、サプライヤー行動規範および/または適切な契約条項および/または宣言により、当グループと協力関係にある第三者にも本書を確実に周知する。

## 4 高リスク領域

本コンプライアンスプログラムは「リスクベース」の観点で構築されている。ピレリは、適用される「ベストプラクティス」に従い、事業活動における腐敗リスクを特定、評価、および追跡し、関連する管理措置の定義と更新の指針とするために「リスク評価」プロセスを実施する。ピレリはまた、腐敗のリスクを強める/弱める複数の要因（たとえば、業務を営む国の規制の複雑さ、気候変動に関連するリスク、現地の慣習など）を考慮に入れ、またステークホルダーのニーズと期待に特に注意を払いながら、腐敗現象が事業運営と企業目標の達成に与える影響を評価する。

特定されたリスク活動それぞれについて、ピレリは特定の規制手段を採用し、継続的な改善を視野に入れて定期的に監視および更新される管理手段を実施する。

ピレリが実施するすべての業務は、合理的な詳細度で文書化され、適切に説明され（該当する場合）、適切な管理の対象とする必要がある。

腐敗行為がないことを監視することは、特に以下の高リスク領域で重要である：

#### 4.1 仲介業者とサプライヤー

ピレリでは誠実で職務上適切な条件を満たす仲介業者とサプライヤー<sup>8</sup>の協力を得るものとする。

仲介業者とサプライヤーとの関係は次の原則に基づく:

- 仲介業者との関係の管理は、物品およびサービスの購入ならびにコンサルタント業務、専門職者の協力に関する既存の企業規定に基づくものとする。
- 仲介業者とサプライヤーは、ピレリの規定に従って、自主的判断ができ、能力および委託権がある者が事前の選抜活動によって選択される。特に:
  - ピレリはこれらの相手方の経験、技術的要件を確認するのみでなく、これまでに腐敗に関連する調査や判決が存在しないという宣言も求める。
  - 契約が適用される活動、金額、または供給の関連性/重要性に応じて、特定の相手方は、倫理的側面の調査を目的とした特定の「デューデリジェンス」活動の対象となる。この活動は、以下の 6 項の規定に従って、また、継続的なパフォーマンスとの関係に対するチェックの範囲と監視の頻度に関する詳細な指示を含む、専用運用規則に定められた手続きと時間枠に従って行われる。
- 契約はピレリで採用している標準形式に従った文書として作成され、相手方に腐敗防止に関してピレリが取る姿勢を遵守するよう求める条項 (*inter alia*) も含まれる。特に:
  - 協力関係の存続中には、仲介業者とサプライヤーはピレリの採用する倫理的原則に則ってビジネスを行うよう求められ、違反した場合には即座に契約が解除される。
  - 相手方に対して認められる金銭的報酬は、契約上の見積りと一貫性があるか確認できるよう、適切な会計書類に基づくものでなければならない。
- 選抜活動の結果、会計書類、相手と締結された契約に関するすべての書類は、ピレリの規定に従って提出、記録、保存されるものとする。
- 契約を管理する部署は、サプライヤーによる腐敗防止法およびコンプライアンスへのコメントメントにおける遵守事項の違反に関する重大な問題や疑いがある場合、速やかにコンプライアンス・規則部門に報告する。

仲介業者とサプライヤーとの関係においては、支払い管理が特に重要であり、それはピレリグループの規定、なかんずく次の点を遵守したプロセスをとらなければいけない:

- マネーローダリング防止に関する規定も含めて、腐敗防止に関する国際・国内の規定を完全に遵守すること。

<sup>8</sup> 仲介業者とサプライヤーは、2 社以上のビジネスパートナーと接触する者、または 2 社以上のビジネスパートナーの間で活動する者と定義される。本書では、代理人、代表者、コンサルタントまたはコンサルティング会社、サプライヤー、下請け業者はそのようにみなされる。

- ・「非標準」支払いの監視と適切な承認（たとえば、確認された経済的な理由により必要となるオフショア/非協力的な国<sup>9</sup>への支払い、サービスを提供した者以外の名義の当座預金口座への支払い、相手方が本社/住所を持っている国またはサービスが提供された国以外の国での支払い、「手作業による」支払いなど）。
- ・請求の真正性を確認し、不当な支払い/詐欺を回避するため、請求者の身元を確認した後、サプライヤーの銀行情報を更新すること（「回収」手続き）。

## 4.2 公的機関との関係

ピレリは、腐敗防止法と、本書および倫理規定に含まれる原則を遵守し、公的機関との関わりに関連する違法行為を防止するため、公平性と透明性の原則に基づく関係を通じて、公的機関<sup>10</sup>（以下「公務員」）との対話を推進し、支援する。

対象者は、公的機関<sup>11</sup>とのあらゆる種類の関係において、以下を行わなければならない：

- ・少しでも腐敗の試みと取られるような行為または不作為は一切控えること。
- ・受け手は公務員への、または公務員との金銭が絡む関係（例えば接待費、贈呈品、行政機関による業務への報酬など）については、すべて証拠書類を残さなければならない。
- ・ピレリに対する活動を行うため、または敢えて行わないために公務員から直接的または間接的に支払い、贈答品、旅行、個人的便宜、本人またはその家族・親戚・友人、その他の人物などへの便宜の要求があった場合は、直ちにコンプライアンス部門に通報しなければならない。
- ・行政機関に所属する、またはそこに遡ることができるものの制度としての品物の贈呈や接待費（宿泊も含む）については（例えばピレリがスポンサーになっているイベントへの参加やピレリ負担の報酬がある場合）、原則として穏当な価値のものでなければならず、

<sup>9</sup> 各会社が、それぞれの業務先の地域に適用されるブラックリストを参照すること。これらのブラックリストは、国際機関および管轄の国の政府が決めたものである（EU に関しては次のリンクに記載するリストが適用できる：[https://ec.europa.eu/taxation\\_customs/tax-common-eu-list\\_en](https://ec.europa.eu/taxation_customs/tax-common-eu-list_en) イタリアに関しては次のリンクに記載するリストが適用できる：

<https://www.guidafisco.it/paesi-black-list-elenco-aggiornato-773>).

<sup>10</sup> 本プログラムにおいて、「公的機関」とは以下を意味する。

・イタリア国内外を問わず、中央か地方かを問わず、公共の利益を担当する、および/または、公法の規定および権限付与行為に基づき、立法、管轄、または行政活動を行う機関、役所、機関、または部局。  
・国際公共機関（例：欧州復興開発銀行、国際復興開発銀行、国際通貨基金、世界銀行、世界貿易機関）。  
・欧州連合の機関、部局、または団体。

・国有または国営の企業または組織（例：国有の石油会社の従業員）。ただし、通常の商業ベースで（たとえば、優遇補助金やその他の特権なしで民間企業と実質的に同等のベースで）、市場で事業を営んでいる場合を除く。

<sup>11</sup> 該当するピレリと公的機関の関係には、行政機関との制度的関係、公的機関による検査および文書・情報開示請求、法的・規制当局との関係、資金提供、公的支出、社会的ショックアブソーバーへの接触要請、法的義務に関連する連絡などが含まれる。

贈答品や接待費に関する社内規定に従って上層部<sup>12</sup>の承認を受けなければいけない。立証できる例外的なケース（公共イベント、公式訪問など）に限り、行政機関の官僚に対する穩当な価値の範囲内で例外が認められる。

- ・円滑化のための少額賄賂を控えること（4.8 項参照）。

### 4.3 贈呈と接待費

ピレリはグループの規定に従い、制度、営業、マーケティングの目的のためににおいてのみ、品物を贈呈したり接待費<sup>13</sup>を負担したりするが、いずれにせよ法律と商習慣、そして取引関係を持つ会社・機関の倫理規定を遵守するものでなければならない。対象者は以下の規則に従うものとする：

- ・不当な利益を得るために、謝礼の義務を発生させ、受け手の決定や行動に不当な影響を与えることを意図していると、公平な第三者の視点から見て合理的に理解されるような状況で贈呈と接待費を申し出たり、受領してはならない。かかる行為は、慣習的に認められている、容認されている、または法的に追求されていない場合であっても、禁止される。
- ・特に：
  - ピレリは現実のビジネス習慣を越えて贈呈や接待を施すことはないものとする。
  - ピレリに対する特定の活動を行うことを、またはそれを行わないことを促すような贈呈の形式を一切認めない。
- ・公務員に贈答品または稳當な価値のものを提供することは、グループレベルで定義されている標準と「行政機関との関係」の項で詳細に記載されている範囲であれば認められる。
- ・贈呈品を受け取る場合は、その品の推定価値に応じた目的について、ペレリの規定に沿った承認を得るおよび/または連絡を行うこと。
- ・贈呈品と接待費に関するすべての会計書類および許可書類は、ピレリの規定に従って保管する。
- ・通常の組織的、商業的、マーケティング的、礼節的関係に起因しない、および/または会社の通常の業務に起因しない、いかなる場合にも不当な利益を獲得または付与することを目的とするような印象を与えるような贈答品および接待費（贈与または受領）に関しては、例外は認められない。

---

<sup>12</sup> いずれの場合も、公務員に対して贈呈や接待をする場合は、会社側で接待および/または贈呈費を提案する者が、承認を行う者へ、その費用を負担する理由を知らせなければいけない。

<sup>13</sup> 贈呈と接待費は、会社の経済的利益を生み出す可能性のある販売促進や広報のために、商品やサービス（例：タイヤ、Pzero 製品、接待、旅行）を無償で提供するための費用と理解される。

#### 4.4 スポンサーとしての後援活動および販売促進活動

ピレリはピレリブランドの知名度および価値を高める目的でスポンサーとしての後援活動および販売促進活動<sup>14</sup>を実施する。現在適用されているピレリの規定と各部署に割り当てられた責任に基づき、受け手は以下のことを行うものとする。

- ・追求される目的が言及されたもののみであることを保証すること。
- ・誠実さとプロとしての清廉潔白の要件を確実に満たすために、スポンサーとしての後援活動および販売促進活動を展開する相手方のデューデリジェンスを実施すること。
- ・(i) 貢献の対象と目的を定義し、(ii) 該当する場合、ピレリが提供した貢献の使用と契約で想定された目的の整合性を検証することを目的とした管理を規定し、(iii) 腐敗防止においてピレリが引き受けたコミットメントを相手方に遵守させるよう規定された条項を含む、特定の書面による契約に基づきかかる関係を規制すること。
- ・スポンサーシップイニシアチブのためにグループの規則で求められる承認を取得すること。
- ・受益者の分析と選別活動、会計書類、相手と締結された契約に関するすべての書類を、ピレリの規定に従って保管すること。

#### 4.5 外部コミュニティへの貢献

ピレリは、特定のプロジェクトを支援するため、または受益者の組織的目的を追求するために、外部コミュニティに貢献<sup>15</sup>している。

現在適用されているピレリの規定と各部署に割り当てられた責任に基づき、受け手は以下のことを行うものとする。

- ・貢献と恩恵の受益者は、ピレリの規定に従って、自主的判断ができ、能力そして委任を受けた者によって特定される。
- ・誠実さとプロとしての清廉潔白の要件を確実に満たすために受益者のデューデリジェンスを実施すること。
- ・外部コミュニティへの貢献についてグループの規則が求める承認を取得すること。
- ・(i) 貢献の対象と目的を定義し、(ii) 該当する場合、ピレリが提供した貢献の使用と契約で想定された目的の整合性を検証することを目的とした管理を規定し、(iii) 腐敗防止において

---

<sup>14</sup> スポンサーシップと販売促進活動は、ピレリのビジネスとブランドを推進する機会を創出する目的で組織されたイベントまたは活動と定義される。

<sup>15</sup> 「貢献」とはあらゆる形態での寄与（金銭、現物、空間/サービスの提供）を指し、教育・学界、文化、スポーツ、交通安全、社会連帯、人権、環境・環境教育の分野で活動しており、国内または国際的レベルで実績があり、高潔かつ認知度が立証された自然人・法人、機関、協会(公的・民間、営利・非営利)のために施されるものである。

ピレリが引き受けたコミットメントを相手方に遵守させるよう規定された条項を含む、特定の書面による契約に基づきかかる関係を規制すること。

- 受益者の分析と選別活動、会計書類、相手と締結された契約に関するすべての書類を、ピレリの規定に従って保管すること。

いかなる場合においても、ピレリは、政党、政治運動、委員会、政治団体、労働組合組織、それらの代表者および候補者に対して、直接か間接かを問わず、いかなる貢献も行わない。

#### 4.6 人的資源

人的資源管理プロセスは、特に選考と採用に関する腐敗リスク領域として評価される。

ピレリは、腐敗防止の原則に沿って、これらの活動を規制する内部規則を採用している。

基準となる内部規則の規定に基づき、人的資源の採用および選考プロセス<sup>16</sup>は以下の規則に従う必要がある：

- 能力および独立性の要件に従って、このタスクを遂行する資格を有する個人によって管理すること。
- 最終決定が当該役職に最も適した者に任され、雇用機会への平等なアクセスを保証する、当該市場の価値観に合致したオファーが含まれることを目的として、無差別、絶対的な公平性、自律性、自主的判断の原則を遵守して実施すること。
- 特に公的機関との利益相反の可能性を回避するため、推薦および過去の職務経験に関する特定のチェックを規定すること。候補者は適用される規定に基づいて、次のことを宣言しなければならない：
  - 公務員との関係の有無
  - 過去2年間における行政機関での勤務経験の有無

#### 4.7 特別取引と合弁事業

M&A 取引、合弁事業へのピレリの合併/参入は、さまざまなリスク（贈収賄による利権獲得など）をもたらす可能性があります。そのため、潜在的な相手方に対するデューデリジェンスは各取引における不可欠な要素の一つである。

特に、相手方の過去の実績と経歴をチェックすることにより、相手方の倫理的な評判プロファイ尔に注意する必要がある。売買取引に関しては、重大な問題が発生した場合、潜在的な買い手の財政能力についてさらなるチェックを行う必要がある。

---

<sup>16</sup>は、新規スタッフ（臨時従業員、トレーニング受講者、役員を含む）の採用につながる一連の活動および手順として定義される。

#### 4.8 「円滑化のための少額賄賂」

ピレリは、直接か間接かを問わず、円滑化のための少額賄賂<sup>17</sup>の支払い、申し出、受領を認めない。受け手が円滑化のための少額賄賂を要求された、約束された、また申し出された場合、直ちに上司とコンプライアンス・規則部に知らせることが重要である。

公務員に対して恐喝による支払い<sup>18</sup>が行われた場合、それは速やかに特定し、正式に<sup>19</sup>文書化する必要がある。特に、ピレリの従業員は、状況を評価し、すべての適切な措置を実施できるよう、（法務部にも相談した後）自身の上司とコンプライアンス・規則部に当該支払いの詳細を正式に通知する必要がある。

### 5 会計活動

正しい記帳は、不正行為、腐敗現象、違法行為につながる可能性がある行為を阻止するための横断的な手段である（これに関しては 7.1 項も参照のこと）。このため、ピレリは、合理的な確実性をもって財務報告の信頼性と財務諸表の適切な作成を保証するように設計された財務情報に関する内部統制のシステムを採用している。

この目的のため、各グループ会社の総務部長/経理部長は、与えられた職務の範囲内で、その能力の範囲内で、すべての取引が以下の条件を満たすようにする必要がある：

- 正確かつ適切に記録され、合法的であり、整合性があり、承認されており、追跡可能であること。
- 以下のことを実施できるように適切な文書によって裏付けられていること：
  - 実施された活動の検証。
  - 業務を承認および記録した人物の特定（「職務の分離」）。
  - 管理の実行。

---

<sup>17</sup> 公務員に対して行われる支払いは、当社に対して既に義務付けられている「定期的な政府の措置」を円滑化または迅速化するためのものであり、以下はあくまで一例に過ぎない：許可証、ライセンス、またはその他の公的書類の発行、政府書類（ビザやその他の作業指示書など）の作成、電気通信、エネルギー、および水道サービスの提供、物品の荷下ろし/荷積み、または壊れやすい/危険な資産の保護、契約の履行に関連する視察のスケジュール設定、または物品の国内の通過。

<sup>18</sup> 暴力の行使、または身体的安全や個人の安全に対する深刻かつ差し迫った脅威に基づく恐喝によってピレリの従業員から公務員に行われた支払い。

<sup>19</sup> 恐喝による支払いは、ピレリの会計の対象となるビジネスイベントの一部であり、それに関する会計項目は財務諸表と会計に関するピレリの規則に従い、関連文書によって裏付けられている必要がある。

## 6 デューデリジェンス

前項で示されたリスクを考慮し、ピレリが採用した適用規則で規定された手順に従って、デューデリジェンスは、主要な相手方と取引関係を結ぶために必要な要件の存在を評価するための情報を収集することを目的としています。

具体的には、

- a) グローバルレベルにおいては、潜在的な相手方との関係を管理する各部者/部署は、その信頼性と評判を事前にチェックし、ピレリの規制および倫理基準に準拠していない兆候を阻止することが求められる。
- b) 腐敗のリスクが「リスクベース」のアプローチに基づきより重大であると考えられる事業を行っているピレリの会社では、デューデリジェンス活動の実施を詳細に規制する規則があり、基本的なデューデリジェンスの結果、または取引の性質および/または価値に基づき潜在的によりリスクが高いと考えられる相手方に関して、上記に加え、広範な倫理的および評判に関する管理（「強化されたデューデリジェンス」）の実施を規定する規則がある。コンプライアンス・規則部は、腐敗防止の観点から特定された「危険信号」が、その相手方との将来の取引を「阻止」するものであるかどうか、および/または、より高いレベルの注意とリスク軽減措置の実施の必要性を示唆するにとどまるかどうかを判断するために、相手方の分析をサポートする。

## 7 監視、報告、および継続的な改善

### 7.1 監視

ピレリは、内部規則と「ベストプラクティス」（第1、第2、および第3レベルの管理）によって定義された方法論に準拠した「リスクベース」のアプローチに従って、本プログラムの効果的かつ効率的な実施を監視するための枠組みを確立した。

監視は、ピレリが業務を営む各国において、以下のケースを迅速に把握することを目的とする：

- **規制の更新:** 適用される腐敗防止規制の変更/更新の監視。
- **教育と啓発:** 計画されたトレーニングとコミュニケーション計画の遵守（3.3項を参照のこと）。
- **内部統制システム:** ピレリは、腐敗のリスクを監視、防止、および/または対策できる統制（財務および非財務領域の両方）の実行を提供する内部統制システムの採用を保証する。特に、財務部門の統制に関して、ピレリは、ピレリが採用している会計基準および適用される規則に従い、財務報告の信頼性を合理的に保証する内部統制システムを採用している。

これらの統制の目的は、年次財務諸表または中間財務報告への影響という点で重要な誤りや不正行為による不正確な会計項目が発生するリスク（そしてそれが速やかに特定されないリスク）を低減することである。

- **報告:** 受け取った腐敗防止に関する内部告発報告のフォローアップ（8.1 項を参照のこと）
- **監査:** 内部監査および/または外部監査活動、および/または腐敗リスクの防止と発見を目的としたその他の特定のチェック。

これらに加え、ISO 37001 標準に基づき認証を受けた企業においては、コンプライアンス部による各部門からの情報の収集と分析を通じて、業務が継続的に監視される。コンプライアンス部は、少なくとも半年に 1 回、特定された腐敗リスクプロセスに関するすべての部署から情報を収集し、企業によって実施された活動の独立監査（フローに応じて、全体の監視または抽出されたサンプルの監視）を実施することにより、リスク活動の事後統制を確実に行う。上記の内部および/または外部プロセス監査活動に加え、継続的な監視は、腐敗防止管理システムのパフォーマンスの検証を目的とした監査によって補完され、少なくとも 3 年ごとに実施される。

## 7.2 関連活動の報告

認証を受けた企業については、コンプライアンス・規則部門が、コンプライアンスプログラム内で実施された関連活動を含む報告を定期的（頻度も「リスクベース」のアプローチに従って定義される）に作成する。

## 7.3 継続的な改善

ピレリは、コンプライアンスプログラムの持続可能性、適切性、有効性に由来する活動と結果の継続的な改善を志向するアプローチを採用している。

コンプライアンス・規則部は、最高レベルの有効性が保証されるようにするために、また、必要に応じて、最新の規制の変更および監視活動の過程で現れた改善のための提案を取り入れるために、定期的に本書を改訂する。

これらに加え、コンプライアンス・規則部は、隨時関係部署とともに社内外のステークホルダー/団体により策定された業務活動に関する改善の勧告を速やかに実施するための措置を講じるものとする。

## 8 報告、違反、および制裁

### 8.1 報告

ピレリは、特に腐敗防止に関するすべてのレベルのコンプライアンスプログラムおよび適用される法律とその他の規制の目的または趣旨を破るような違反<sup>20</sup>または違反の教唆の報告、または行動を奨励するものとする。

たとえば、対象者は、ピレリの既存の報告手続きに従い、特に内部告発ポリシーの規定に沿って、他の対象者に対する支払い、贈呈、旅行、個人または家族に対する利益、あるいはその他の利益を得ることを目的とした直接的または間接的な要請を報告することが求められる。

内部告発を取り扱うにあたって、ピレリは、機密性、比例性、公平性の原則を尊重し、内部告発者の誠実さを認め、匿名性を保証することを約束する。また、ピレリは、内部告発に関与している者に対するいかなる形の脅迫、報復、差別（実際に行われか、未遂かを問わず）も容認しない。ピレリは、受け手とステークホルダーに内部告発専用のチャネルを提供している。このチャネルは、ピレリが業務を営む国の特定の法的要件に沿っている。この法的要件はこのリンク（<https://pirelli.integrityline.com/>）からアクセスできる。

さらなる詳細およびその他の報告チャネルについては、グループ内部告発ポリシーおよび/または現地で適用される方針（いずれも [www.pirelli.com/whistleblowing](http://www.pirelli.com/whistleblowing) で閲覧可能）を参照のこと。

### 8.2 違反

プログラムの違反に対して、ピレリは、ピレリが業務を営む国で適用される労働協約、手続き、規則に従い、会社の懲戒制度に規定された制裁を適用するものとする。

いかなる従業員も、以下の理由で報復、差別、または懲戒処分を受けることはないものとする。

- ・腐敗のリスクが高いと従業員が合理的に判断した活動への参加を拒否したこと。
- ・合理的な信念に基づき、腐敗の試み、実際に行われた行為、または現在の行為について疑いを表明したこと、または誠実に報告したこと。

---

<sup>20</sup> 「違反」とは、ピレリ内で、ピレリに代わって、あるいはピレリまたはピレリのステークホルダー（ピレリの合弁事業を含む）との取引において、ピレリ内のいかなる人物によっても、事業の過程において、またはそれに関連して行われた行為または不作為であり、かかる行為または不作為を隠蔽しようとする試みを含め、発生した、発生したと合理的に予想される、または発生する可能性が非常に高いものを指す。

### 8.3 制裁

ピレリは、プログラムの原則と、ピレリが業務を営む国で施行されている腐敗防止法に違反するいかなる行為も容認しない。

ピレリは、内部検証活動または報告の結果として明らかになったピレリのスタッフおよび/または第三者に起因する違法行為に対して、適切な行動を取る。特に、ピレリは以下の目的のためあらゆる合理的な措置を実施する。(i) ピレリの従業員によるかかる行為を阻止し、制裁する。(ii) その行為が腐敗防止法および/またはサプライヤー行動規範および/または関連する契約に定められた腐敗防止遵守のコミットメントに違反していることが判明した第三者に対して、契約の解除および/または損害賠償請求を含むがこれらに限定されない契約上の救済措置を適用する。